

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

北海道立衛生研究所  
北海道立衛生学院  
北海道立精神保健福祉センター

## 目次

告 示		ページ
○総合振興局長及び振興局長の統轄に属さない出先機関の指定……………	(人事課)	1
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づく医学研究調査手当の額の一部改正……………	(人事課)	1
○北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正……………	(法制文書課)	1
○北海道環境影響評価条例に基づく特定地域とみなされる地域等の一部改正(2件)……………	(環境政策課)	2
○環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針の一部改正……………	(環境政策課)	2
○建設業法に規定する建設業者提出書類閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正……………	(建設情報課)	2
○浄化槽法に規定する浄化槽工事業者登録閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正……………	(建設情報課)	3
○開発登録閲覧所の設置及び閲覧規則の決定の一部改正……………	(都市計画課)	3
○平成21年度及び平成22年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正……………	(出納局総務課)	4

## 告 示

### 北海道告示第267号

北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)第31条の規定により、総合振興局長及び振興局長の統轄に属さない出先機関を次のように定め、平成22年4月1日から施行する。

なお、昭和41年北海道告示第2337号(支庁長の統轄に属さない出先機関の指定)は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道消防学校

北海道開拓記念館

北海道立アイヌ民族文化研究センター

### 北海道告示第268号

昭和47年北海道告示第1162号(北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づく医学研究調査手当の額)の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

表中「北海道保健福祉事務所及び」を「総合振興局若しくは振興局又は」に、「保健福祉部長及び地域保健部長並びに」を「保健福祉室長若しくは地域保健室長又は」に改める。

### 北海道告示第269号

平成6年北海道告示第1479号(北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報)の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

行政書士試験の項中「及び各支庁(石狩支庁を除く。)」を「並びに各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く。)」に改める。

歯科技工士国家試験の項中「及び各支庁」を「並びに各総合振興局及び各振興局」に改める。

准看護師試験の項中「及び各支庁」を「並びに各総合振興局及び各振興局」に改める。

調理師試験の項中「保健医療局健康安全室並びに各保健福祉事務所保健福祉部及び各地域保健部」を「健康安全局並びに各総合振興局及び各振興局の保健環境部保健福祉室及び地域保健室」に改める。

クリーニング師試験の項中「保健医療局健康安全室並びに各保健福祉事務所保健福祉部及び各地域保健部」を「健康安全局並びに各総合振興局及び各振興局の保健環境部保健福祉室及び地域保健室」に改める。

製菓衛生師試験の項中「保健医療局健康安全室及び渡島保健福祉事務所保健福祉部」を「健康安全局及び渡島総合振興局保健環境部保健福祉室」に改める。

登録販売者試験の項中「保健医療局医療政策業務課並びに各保健福祉事務所保健福祉部及び各保健福祉事務所各地域保健部」を「医療政策局医療業務課並びに各総合振興局及び各振興局の保健環境部保健福祉室及び地域保健室」に改める。

狩猟免許試験の項中「及び各支庁」を「並びに各総合振興局及び各振興局」に改める。

北海道地域限定通訳案内士試験の項中「及び各支庁」を「並びに各総合振興局及び各振興局」に改める。

局」に改める。

採石業務管理者試験の項中「及び各支庁」を「並びに各総合振興局及び各振興局」に改める。

砂利採取業務主任者試験の項中「及び各支庁」を「並びに各総合振興局及び各振興局」に改める。

職業訓練指導員試験の項中「支庁」を「総合振興局及び振興局の」に改める。

**北海道告示第270号**

昭和54年北海道告示第115号（北海道環境影響評価条例に基づく特定地域とみなされる地域等）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

本文中「環境室環境政策課」を「環境局環境推進課」に改める。

**北海道告示第271号**

昭和54年北海道告示第116号（北海道環境影響評価条例に基づく特定地域とみなされる地域等）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

本文中「環境室環境政策課」を「環境局環境推進課」に改める。

**北海道告示第272号**

平成19年北海道告示第221号（環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

本文中「環境政策課」を「環境推進課」に改める。

**北海道告示第273号**

昭和47年北海道告示第1290号（建設業法に規定する建設業者提出書類閲覧所の場所及び閲覧規則）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

1 建設業者提出書類閲覧所の場所の事項を次のように改める。

1 建設業者提出書類閲覧所の場所

北海道建設業者提出書類閲覧所（石狩振興局管内を除く。）	札幌市中央区北3条西6丁目	北海道建設部建設管理局建設情報課内
空知総合振興局管内建設業者提出書類閲覧所	岩見沢市8条西5丁目	北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課内
石狩振興局管内建設業者提出書類閲覧所	札幌市中央区北3条西7丁目	北海道石狩振興局産業振興部建設指導課内
後志総合振興局管内建設業者提出書類閲覧所	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課内
胆振総合振興局管内建設業者提出書類閲覧所	室蘭市海岸町1丁目4番1号	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課内
日高振興局管内建設業者提出書類閲覧所	浦河郡浦河町栄丘東通56号	北海道日高振興局産業振興部建設指導課内
渡島総合振興局管内建設業者提出書類閲覧所	函館市美原4丁目6番16号	北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設指導課内
檜山振興局管内建設業者提出書類閲覧所	檜山郡江差町字陣屋町336番3	北海道檜山振興局産業振興部建設指導課内
上川総合振興局管内建設業者提出書類閲覧所	旭川市永山6条19丁目1番1号	北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設指導課内
留萌振興局管内建設業者提出書類閲覧所	留萌市住之江町2丁目1番2	北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設指導課内
宗谷総合振興局管内建設業者提出書類閲覧所	稚内市末広4丁目2番27号	北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設指導課内
オホーツク総合振興局管内建設業者提出書類閲覧所	網走市北7条西3丁目	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設指導課内
十勝総合振興局管内建設業者提出書類閲覧所	帯広市東3条南3丁目	北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設指導課内
釧路総合振興局管内建設業者提出書類閲覧所	釧路市浦見2丁目2番54号	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課内
根室振興局管内建設業者提出書類閲覧所	根室市常盤町3丁目28番地	北海道根室振興局産業振興部建設指導課内

2 閲覧規則の事項第1条第2項中「支庁長（石狩、檜山、後志、空知、日高、釧路及び根室支庁長に限る。）又は土木現業所長（函館、旭川、留萌、稚内、網走、室蘭及び帯広土木現業所長に限る。）」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

### 北海道告示第274号

昭和60年北海道告示第1693号（浄化槽法に規定する浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

1 浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所の事項を次のように改める。

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1 浄化槽工事業者登録簿<br>閲覧所の場所 | 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建設管理局建設情報課内<br>岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課内<br>札幌市中央区北3条西7丁目 北海道石狩振興局産業振興部建設指導課内<br>虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課内<br>室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課内<br>浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高振興局産業振興部建設指導課内<br>函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設指導課内<br>檜山郡江差町字陣屋町336番3 北海道檜山振興局産業振興部建設指導課内<br>旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設指導課内<br>留萌市住之江町2丁目1番2 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設指導課内<br>稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設指導課内<br>網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設指導課内<br>帯広市東3条南3丁目 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設指導課内<br>釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課内 |
|------------------------|---|

根室市常盤町3丁目28番地 北海道根室振興局産業振興部建設指導課内

2 閲覧規則の事項第2条第2項中「支庁長（石狩、檜山、後志、空知、日高、釧路及び根室支庁長に限る。）又は土木現業所長（函館、旭川、留萌、稚内、網走、室蘭及び帯広土木現業所長に限る。）」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

### 北海道告示第275号

昭和50年北海道告示第1935号（開発登録簿閲覧所の設置及び閲覧規則の決定）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 閲覧所の場所の事項の末尾（注）以外の部分を次のように改める。
- |                    |                 |                                 |
|--------------------|-----------------|---------------------------------|
| 北海道開発登録簿閲覧所        | 札幌市中央区北3条西6丁目   | 北海道建設部まちづくり局都市計画課内              |
| 空知総合振興局開発登録簿閲覧所    | 岩見沢市8条西5丁目      | 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課内    |
| 石狩振興局開発登録簿閲覧所      | 札幌市中央区北3条西7丁目   | 北海道石狩振興局産業振興部建設指導課内             |
| 後志総合振興局開発登録簿閲覧所    | 虻田郡倶知安町北1条東2丁目  | 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課内    |
| 胆振総合振興局開発登録簿閲覧所    | 室蘭市海岸町1丁目4番1号   | 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課内    |
| 日高振興局開発登録簿閲覧所      | 浦河郡浦河町栄丘東通56号   | 北海道日高振興局産業振興部建設指導課内             |
| 渡島総合振興局開発登録簿閲覧所    | 函館市美原4丁目6番16号   | 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設指導課内    |
| 檜山振興局開発登録簿閲覧所      | 檜山郡江差町字陣屋町336番3 | 北海道檜山振興局産業振興部建設指導課内             |
| 上川総合振興局開発登録簿閲覧所    | 旭川市永山6条19丁目1番1号 | 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設指導課内    |
| 留萌振興局開発登録簿閲覧所      | 留萌市住之江町2丁目1番2   | 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設指導課内      |
| 宗谷総合振興局開発登録簿閲覧所    | 稚内市末広4丁目2番27号   | 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設指導課内    |
| オホーツク総合振興局開発登録簿閲覧所 | 網走市北7条西3丁目      | 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設指導課内 |

十勝総合振興局開発登録簿閲覧所	帯広市東 3 条南 3 丁目	北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設指導課内	森町開発登録簿閲覧所	森町字御幸町144番地の 1	森町建設課内
釧路総合振興局開発登録簿閲覧所	釧路市浦見 2 丁目 2 番 54号	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課内	長万部町開発登録簿閲覧所	長万部町字長万部453番地 1	長万部町産業建設課内
根室振興局開発登録簿閲覧所	根室市常磐町 3 丁目28番地	北海道根室振興局産業振興部建設指導課内	美瑛町開発登録簿閲覧所	美瑛町本町 4 丁目 6 番 1号	美瑛町都市建設課内
小樽市開発登録簿閲覧所	小樽市花園 2 丁目12番 1号	小樽市建設部都市計画課内	白老町開発登録簿閲覧所	白老町大町 1 丁目 1 番 1号	白老町都市整備部建設課内
室蘭市開発登録簿閲覧所	室蘭市幸町 1 番 2号	室蘭市都市建設部建築課内	音更町開発登録簿閲覧所	音更町元町 2 番地	音更町建設水道部都市開発課内
釧路市開発登録簿閲覧所	釧路市黒金町 7 丁目 5 番地	釧路市総合政策部都市計画課内	芽室町開発登録簿閲覧所	芽室町東 2 条 2 丁目14番地	芽室町建設都市整備課内
帯広市開発登録簿閲覧所	帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地	帯広市都市建設部都市計画課内	幕別町開発登録簿閲覧所	幕別町本町130番地	幕別町建設部都市計画課内
北見市開発登録簿閲覧所	北見市北 5 条東 2 丁目 1 番地	北見市都市建設部建設指導課内	同事項末尾 (注) (2)中「各支庁」を「各総合振興局又は各振興局」に、「当該支庁長」を「当該総合振興局長又は当該振興局長」に、「当該支庁」を「当該総合振興局又は当該振興局」に改める。		
網走市開発登録簿閲覧所	網走市南 6 条東 4 丁目	網走市建設部都市開発課内	2 閲覧規則の事項第 2 条中「支庁長」を「総合振興局長、振興局長」に改める。		
苫小牧市開発登録簿閲覧所	苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6号	苫小牧市都市建設部開発管理課内	<b>北海道告示第276号</b>		
稚内市開発登録簿閲覧所	稚内市中央 3 丁目13番 15号	稚内市建設産業部都市整備課内	平成22年北海道告示第23号 (平成21年度及び平成22年度において競争入札に参加する者に必要な資格等) の一部を次のように改正する。		
江別市開発登録簿閲覧所	江別市高砂町 6 番地	江別市建設部区画整理指導課内	平成22年 3 月31日		
名寄市開発登録簿閲覧所	名寄市大通南 1 丁目 1 番地	名寄市建設水道部都市整備課内	北海道知事 高 橋 はるみ		
千歳市開発登録簿閲覧所	千歳市東雲町 2 丁目34番地	千歳市企画部まちづくり推進課内	第 1 の 1 の表林産加工製品の売払契約の項を削る。		
富良野市開発登録簿閲覧所	富良野市弥生町 1 番 1号	富良野市建設水道部都市建築課内	第 2 の 1 の(3)のアの事項中「個人道民税」を「個人の道民税」に改め、第 2 の 2 の(13)の事項中「及び林産加工製品の売払い」を削る。		
登別市開発登録簿閲覧所	登別市中央町 6 丁目11番地	登別市都市整備部建築住宅グループ内	第 3 の 2 の表中「支庁の地域振興部総務課」を「総合振興局及び振興局の地域政策部総務課」に、「森づくりセンター (石狩森づくりセンター、檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターを除く。)」を「総合振興局及び振興局の森林室 (石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。)」に改め、同表林産加工品の売払いの項を削る。		
伊達市開発登録簿閲覧所	伊達市鹿島町20番地 1	伊達市建設部都市整備課内			
北広島市開発登録簿閲覧所	北広島市中央 4 丁目 2 番地 1	北広島市企画財政部都市計画課内			
石狩市開発登録簿閲覧所	石狩市花川北 6 条 1 丁目30番地 2	石狩市建設水道部都市開発課内			
北斗市開発登録簿閲覧所	北斗市中央 1 丁目 3 番 10号	北斗市建設部都市住宅課内			
七飯町開発登録簿閲覧所	七飯町本町 6 丁目 1 番 1号	七飯町新幹線まちづくり課内			